

津幡町告示第 6 0 号

津幡町地域総合整備資金貸付要綱（平成 1 1 年津幡町告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 4 日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

第 1 条中「一般財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人ふるさと財団」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。